

非常勤職員[期間業務職員]の募集について

総務省中国四国管区行政評価局では、行政制度アドバイザー(情報公開法、行政手続法、行政不服審査法)(非常勤職員)を採用することとしています。募集要領は次のとおりです。

募集要領

職名	行政制度アドバイザー(情報公開法、行政手続法、行政不服審査法)
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開・行政手続制度案内所における案内業務(照会等に対する電話・来客等対応)、案内記録の作成・整理 ・ その他中国四国管区行政評価局長が指示する事項
募集人員	1人
応募資格	<p>以下の条件を全て満たしている方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民間における企業体、団体等又は公務部門の職員として情報公開、行政手続及び行政不服審査の対応に関する業務経験を有し、その経験が行政制度アドバイザーとしての職務に直接役立つと認められること 2 パソコン操作(ワード、エクセル等)の経験を有していること 3 人格円満で協調性があり、積極的に業務に取り組む意欲があること <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので、御了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 <ul style="list-style-type: none"> ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
勤務時間	原則8時30分から17時15分まで(土日休日を除く)、休憩時間60分
勤務地	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館13階 中国四国管区行政評価局
雇用期間	令和8年4月1日から9年3月31日まで。採用後、原則として1月間は条件付採用期間とする。
賃金支払日	原則として毎月16日(毎月末日締切翌月支払)
賃金	概ね日給11,931円 期末手当及び勤勉手当(当方規定による)
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給(当方規定による。)
退職手当	有(一定条件下で6月を超えて勤務した場合、国家公務員退職手当法が適用されます。)
加入保険等	雇用保険(ただし、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。) 社会保険(国家公務員共済組合制度(短期給付)が一定条件下で適用されます。また、一定条件下で1年を超えて勤務した場合、社会保険の適用除外となり、国家公務員共済組合(長期給付)が適用されます。)
住宅	無・住居手当有(当方規定による)
応募方法	<p>総務省中国四国管区行政評価局採用ページ(下記URL)に掲載の履歴書(写真画像貼付)に必要事項を記載し、下記送付先まで電子メールで送付してください(令和8年2月3日(火)必着)。履歴書の職務欄に仕事内容を明記するか、又は職務経歴書(任意様式)を送付してください。</p> <p>【中国四国管区行政評価局採用ページURL】 https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/saiyou.html</p> <p>ファイル形式はPDF(ファイルサイズは20MB未満としてください。)、メールの件名は「行政制度アドバイザー応募」としてください。</p> <p>書類選考を通過された方のみ、面接選考の日時等をご連絡します。</p> <p>応募者多数の場合、募集を締め切ることがあります。</p>
その他	応募の秘密については厳守いたします。 採用者にあっては国家公務員法の適用を受けます。

【履歴書の送付先・問合せ先】

総務省中国四国管区行政評価局

総務行政相談部総務課人事係

mail :chugokuhyouka01@soumu.go.jp

TEL 082-228-6172

【担当】松田、廣本、岡本